

関係各位

法律家とソーシャルワーカーのための交流勉強会

第3回 「生活する場の確保」～病院・施設・地域～

久々の開催となります第3回の交流勉強会、今回は「住まい」をめぐる問題を取り上げます。日々クライアントと接する中で、「住まい」をめぐる現実の壁にぶつかり、支援がままならない経験がおりかと思えます。例えば、ADL低下により住宅改修が必要な場合、生活の場を確保すべく賃貸住宅を探していく場合、住み慣れた自宅を離れて終の住処を確保しようとする場合、「貧困ハウス」のような劣悪な環境での生活に陥っている場合、災害により住居を失い生活再建を図らねばならない場合等。生活の基本たる「衣食住」において、「住まい」ほど生活を支える公的資源が乏しいものはないとも言えるでしょう。

各団体からの事例報告・話題提供（第1部）をふまえ、グループに分かれて法律家・ソーシャルワーカーそれぞれの立場から意見交換（第2部）し、一緒に考えを深めたいと思います。

どうか奮ってご参加ください。

（お断り：具体的な事例を取り扱うため、参加は主催協会会員および法律家・ソーシャルワーカーに限らせて頂きます）

記

日 時：平成28年3月12日（土）13時～16時30分（12時半より受付開始）

場 所：大阪弁護士会館10階1001・1002（大阪市北区西天満1丁目12-5 アクセスは下図参照）

申込先：大阪社会福祉士会 事務局 TEL 06-4304-2772 FAX 06-4304-2773

〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目4-15 大阪府社会福祉会館内

申込方法：裏面の「申込記載用紙」に、参加希望者のお名前・所属（勤務先）・連絡先（住所・電話番号）・所属団体等を明記のうえ、上記宛にファックスにてお送りください

申込期間：平成28年2月10日（水）～平成28年2月29日（月）到着分まで

定 員： 130名（受付期間内 ファックスにて先着順 応募者多数の場合調整あり）

注意事項：上記は申込み・問合せのみにご利用願います／参加申込はファックスのみ受け付けます／申込期間外に届いた申込は無効とします／問合せは月水金の10～13時に限ります

参加者への連絡

：定員超過のため参加をお断りする場合のみご連絡をいたします。直接会場へお越しください。

：交流会終了後、会場周辺にて懇親会を開催する予定です。参加費4,000円程度。

会場など詳細は当日お知らせします。

★一時保育サービスを実施します（要予約・無料）

[対象]原則、首がすわっている乳児～未就学児

[時間]行事開始15分前から終了15分後まで

※一時保育を希望される方は、3月4日（金）までに、

大阪弁護士会委員会部人権課 大森まで

電話(06-6364-1227)でお問合せください

〈大阪弁護士会へのアクセス〉

www.osakaben.or.jp/web/02_access/参照

主催：大阪弁護士会 大阪精神保健福祉士協会 大阪社会福祉士会 大阪医療ソーシャルワーカー協会

